

定期監査指摘事項

監査対象機関名	教育課
監査実施年月日	平成 31 年 1 月 18 日（金）
監査の結果	措置の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・村財務規則第 81 条による契約保証金の免除を行う場合は、契約保証金免除申請書を提出することになっているが、第 3 号理由（過去 2 ヶ年で他の地方公共団体等と同等の契約を締結している場合）の場合でしか提出がされていない。少額随契や、第 3 号以外の理由の場合でも全て提出するのか、村で統一すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査実施日以降、契約担当課に相談のうえ、少額随契の場合についても、業者から免除申請を提出するように指示して、確認をしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為に添付する資料として、請書の写しを添付しているが、支出負担行為を整理する時期は、「会計事務の手引き（平成 30 年 4 月）」によれば、契約を締結する時であるため、支出負担行為票には契約の起案書の決裁後の写しを添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査実施日以降、決裁後の写しを添付するようにしましたが、契約担当課に相談していたところ、従前のおり実施し、村での取扱いを検討したうえで示すとの回答であったため、現在、契約書の写しを添付しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・教科指導用備品において、1 万円以下の品物が備品として購入されている。備品と消耗品の違いを整理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署等（財政担当課、契約担当課及び会計担当課並びに学校）と協議のうえ、当該費目の相違について整理します。
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度における事務椅子の購入において、各小学校で購入される椅子が統一されておらず、購入金額が毎回異なっている。統一して購入し、経費削減を図ってはどうか。 ・古くなった椅子は廃棄処分したとのことだが、承認の決裁が教育課長の決裁となっている。備品については決算書にも記載されるので、会計管理者へも報告をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項のとおり、共通備品については、可能な限り、一括購入をするように致します。 ・備品の廃棄については、指摘のとおり、会計管理者へ報告します。
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度通知表印刷製本において、随意契約の理由が 1 号とするものと 2 号とするものでわかれている。統一すること。 ・小学校 2 校で通知表の様式を統一し、まとめて印刷を依頼し、経費削減を図ってはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘のとおり、共通する事案については、該当理由を統一します。 ・「学校の特色」と認識している部分がありますが、可能な事案については、様式を統一することを学校と検討します。

監査の結果	措置の状況
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度における各種健診において、随意契約の理由が全て異なっている。少額ならば 1 号理由が優先されるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘のとおり、少額随契のため第 1 号が優先されるため、該当理由を統一します。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度における小・中学校校務員及び幼稚園園務員業務において、単価契約をしているが、総額の契約の委託料の額は 50 万円を超えるので村長決裁をとること。 長期継続契約を実施してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘のとおり、決裁をとります。 契約担当課及び財政担当課と相談を行い、長期継続契約を検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度におけるウィルス対策ソフト更新業務及び統合脅威管理装置更新業務において、契約履行期間が平成 30 年 8 月 31 日までとなっており、年度を超えての契約となっている。債務負担行為か長期継続契約の手続きをすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘のとおり、本件について、年度を超える場合は、長期継続契約の締結が可能である案件のため、次回更新する場合はそのようにします。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度におけるオージオメータ校正検査業務及び平成 28 年度における TOOLi-S 使用契約において、起案文書に予定価格が記載されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘のとおり、本件を含み、決裁文書には予定価格を記載します。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度における蒸気回転釜 3 台修理業務において、契約保証金免除項目が訂正されているが、訂正者や日付が不明瞭である。 契約書と仕様書の一体化の為の割り印が押されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約保証金免除申請を業者から契約前に申請していただきます。また、仕様書と契約書との割り印をします。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度における千早小吹台小学校配膳室漏水他工事において、完了検査を写真のみで判断しており、職員が確認した記録が作成されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘のとおり、検査した職員がわかるように記録を作成します。

監査対象機関名	教育課
監査実施年月日	平成 31 年 2 月 8 日 (金)
監査の結果	措置の状況
<ul style="list-style-type: none"> 千早赤阪村 B & G 海洋センター管理業務において、仕様書内に事故時（溺者）の最終責任項目が記載されていない。他社等のプール監視業務内容を調査し、契約協議項目（保証）に記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書の仕様書内に事故時の責任項目が記載されていない件については、他社等のプール監視業務内容を調査し指摘どおりの対応を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 村財務規則第 81 条に基づき、契約保証金を免除しているが、免除申請書が提出されておらず、免除しても良い、という決裁がとられていない。 契約書に仕様書が添付されていない。仕様書を添付して割り印を押すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約保証金免除については、指摘どおり申請書を提出するよう指導し、それを基に決裁を取ります。 契約書に仕様書が添付されていない件については、以後、契約書に仕様書を添付します。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度における御旅所遺跡確認調査業務委託において、完了確認を実施しているのが 7 月 22 日だが、完了報告書を提出しているのが 25 日になっている。完了確認実施後は早急に完了報告書を提出すること。 契約の際に作成した請書に仕様書が添付されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 完了確認実施後は、速やかに完了報告書を提出します。また、契約書に仕様書が添付されていない件については、以後、契約書に仕様書を添付します。
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度における道の駅ちはやあかさかトイレ改修工事監理業務において、契約の起工伺いが作成されておらず、予定価格も決めていない（設定されていない）。また、起案文書に教育課への合議があるが、教育長や教育課長の印鑑を求めらるのであればその旨の欄に記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格 10 万円以上随意契約については、起工伺いを作成します。また、合議欄に課名を記載します。

財政援助団体等監査指摘事項

監査対象機関名	観光・産業振興課
監査実施年月日	平成 31 年 1 月 10 日 (木)
監査の結果	措置の状況
香楠荘、金剛山ロープウェイの指定管理の契約等について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定書第 5 条において、平成 31 年度以降、過去 3 ヶ年の売上額の実績が 7 千万円を下回り、ロープウェイの運営に支障をきたす運営状況に陥った場合は、指定管理料について協議し、同意のもと、変更することができ、その場合の指定管理料は 3,750 万円を最低保証額とすることができるものとされているが、実績の 7 千万及び最低保証額の 3,750 万円の金額の根拠となる資料が作成されていない。 	<p>指定管理者との協議で施設の維持管理経費を毎年 2 千万円、指定管理者の経営努力で可能な売上額として 7 千万円を設定し、指定管理料を 5 千万円としたということです。また、3,750 万円については、それまでの指定管理者の実績から最低の売上額を 5,750 万円に設定し、この金額から維持管理経費の 2 千万円を控除した金額を最低保証額に定めたということです。</p> <p>今後このような明確な根拠を作成、記録するよう努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書の P 4、6 管理経費の経理、(4) において、前年度の管理経費を報告することになっているが、報告されていない。 	<p>報告するよう求め、平成 30 年度分について提出されました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定書第 18 条第 2 項において、提出された月例報告書を確認したときは、指定管理者にその旨を通知することになっているが、判断できる資料が作成されておらず、確認通知が提出されていない。 	<p>今後通知することとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度と平成 29 年度の輸送人員を比べると、人員は 4,000 人減っているのに売上は 450 万円増加している。資料を分析して原因を追究すること。 	<p>片道と往復、大人と小人の乗客の割合の変化により、売上が乗客数の増減に比例しないことが考えられますが、詳細の調査には至っていません。今後分析します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書の P13、11 備品及び消耗品、(1) において、業務に必要な備品及び消耗品は、指定管理者に無償で使用させることができる旨の規定があるが、リストや台帳等が作成されていない。村も同じ台帳等を作成し、どちらが購入した品なのかを管理すること。 	<p>今後整備します。</p>

監査対象機関名	観光・産業振興課
監査実施年月日	平成 31 年 3 月 11 日 (月)
監査の結果	措置の状況
香楠荘、金剛山ロープウェイの指定管理の契約等について	
<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年度における事業計画書に記載されている、輸送人数を増加させる方法、飲料単価、顧客満足度の改善方法等、計画されている内容について詳しい実施方法の報告を求めること。 	<p>駅舎及び鉄塔の耐震診断実施中で、駅舎の一部でコンクリート強度が著しく低いことが判明し、本年 3 月 15 日から運休しており、再開の見通しがたたない状態で、指定管理の協定を解除する方向で指定管理者と協議しているところです。</p> <p>現在はまず、運休に係る指定管理者との協議を進め、再度指定管理で運行が再開される見通しとなれば、その時点で契約（協定）内容等について十分検討したいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> プロポーザルを実施した際に提出された計画の資料を基準とし、今後の事業計画を判断してはどうか。運行可能回数や必要人員等の資料については村で把握できるはずなので、積算の根拠とすること。 	
<ul style="list-style-type: none"> 葛城山のロープウェイ等、他社の運行状況等を調査し、村のロープウェイとの比較を実施してはどうか。 	
<ul style="list-style-type: none"> 協定書第 5 条第 2 項において、「平成 31 年度以降について、過去 3 ヶ年の売上額の実績が 7 千万円（税抜）を下回りロープウェイの運営に支障をきたす運営状況に陥った場合は、指定管理料について甲乙協議し双方が合意のもと、書面に押印のうえ変更できるものとする。」と記載されている。平成 28、29、30 年度における売上実績は 7 千万円を下回っているため、今後の指定管理料についての協議を実施すること。また、ロープウェイの運営に支障をきたす運営状況というのはどのような状況が推定されるのか、検討しておくこと。 	